



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2022 OCTOBER / 258号

## ★ 欧州の単一特許と統一裁判所制度 ★

2013年1月号の岡本特許ニュースにおいて上記の話題を取り上げていますが、それから遅れること10年近くたってようやく制度の実現にめどが立ちました。今年秋ごろにはドイツが批准書を寄託し、2023年早々には新制度が発足する予定といわれています。

### 1. 単一特許制度 (Unitary Patent)

「単一特許」とは、スペイン、クロアチア、ポーランドを除く欧州連合 (EU) 内で効力が及ぶ一つの特許権です。上記した約10年前の岡本特許ニュースでは「統一特許」と呼んでいますが、現在では日本で一般に「単一特許」又は「単一効特許」と呼ばれています。英語ではもともと「Unitary Patent」です。

現在はEPOが一元的に審査した場合であっても、国ごとにそれぞれ個別に登録手続を行う必要があり、また、その後も特許権の維持管理や権利行使については、国ごとに行わなければなりません。

単一特許制度が導入されると、出願人はEPOで特許査定となった後、欧州特許公報の公開1ヶ月以内(延長不可)に単一効申請 (Request for unitary effect) をすることにより欧州単一特許を取得することができます。この申請には庁費用は掛かりませんが、EPOでの手続言語が英語の場合、欧州特許全文を1のEU公式言語へ全文翻訳する必要があります。この全文翻訳には法的効力はないとされていますが、機械翻訳は不可と明記されています。

単一特許を選択すれば、権利化手続やその後の法的手続を各国で個別に行う必要がなくなります。単一特許の維持費用は、権利化されることの多い指定国上位4ヶ国(現在、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ)の維持年金の合計額に相当する額とされています。

### 2. 統一裁判所制度 (Unitary Patent Court)

統一特許裁判所は単一特許に関する侵害訴訟や無効訴訟を管轄する新しい裁判所です。これまで、特許権の侵害事件では、権利者は各国の国内裁判所において侵害訴訟手続を、特許無効事件では、第三者は国ごとにその国内裁判所において無効訴訟を提起する必要がありました。これに対し、統一特許裁判所は、単一特許に関する特許権侵害訴訟や特許無効訴訟を一元的に取り扱うこととなります。

同時に、統一特許裁判所は従来の欧州特許についても、裁判管轄を有することとなります。そのため単一特許では権利行使が認められなかったり無効訴訟で無効とされたりした場合には、全ての国において権利行使不能あるいは権利を喪失してしまうリスクもあります。

このセントラルアタック方式の決着を好まない特許権者は、制度運用開始から7年の移行期間内に限り、統一特許裁判所の管轄から「適用除外」(オプトアウト)を申請することが可能です。

### 3. メリットとデメリット

単一特許制度の導入後も、国ごとの登録は引き続き可能です。したがって、出願人は従来どおり国ごとに登録を行うか、それとも単一特許にするかの選択をする必要に迫られます。

上記のように、単一特許には、複数の国における侵害行為に対する権利行使が一元化できるメリットがある一方、全ての国において権利行使が不能あるいは権利を喪失してしまうデメリットもあります。

また、権利維持費用については、単一特許の場合、上記4カ国で登録したときと同程度ですので、権利化が必要な国が4カ国未満であれば、単一特許は割高となります。